

岩手県告示第216号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、岩手県保健医療計画の全部を変更したので、その内容を次のとおり公示する。

なお、変更後の岩手県保健医療計画は、岩手県保健福祉部保健福祉企画室及び各保健所に備えておいて縦覧に供する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

第1章 計画に関する基本的事項

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間

第2章 地域の現状

- 1 地勢と交通
- 2 人口構造・動態
- 3 県民の健康の状況
- 4 県民の受療の状況
- 5 医療提供施設の状況
- 6 保健医療従事者の状況
- 7 医療に要する費用の見通し

第3章 保健医療圏（医療圏）及び基準病床数

- 1 保健医療圏
- 2 基準病床数

医療法第30条の4第2項第11号に規定する基準病床数は、次の表に掲げるとおりとする。

病床の種類	圏 域	基準病床数	
療養病床及び一般病床	盛岡	4,917床	
	岩手中部	1,616床	
	胆江	1,372床	
	両磐	1,062床	
	気仙	546床	
	釜石	391床	
	宮古	578床	
	久慈	342床	
	二戸	333床	
	合計	11,157床	
精神病床	三次保健医療圏	県の区域	4,220床
感染症病床		県の区域	40床
結核病床		県の区域	30床

第4章 保健医療提供体制の構築

第1節 患者の立場に立った保健医療サービスの向上

- 1 安全・安心な医療提供体制の構築
- 2 診療情報の提供体制の充実

第2節 良質な医療提供体制の整備、医療機関の機能分担と連携の推進

1 医療機関の機能分化と連携体制の構築

2 公的医療機関の役割

3 良質な医療提供体制の整備

(1) がんの医療体制

(2) 脳卒中の医療体制

(3) 急性心筋梗塞の医療体制

(4) 糖尿病の医療体制

(5) 精神疾患の医療体制

(6) 認知症の医療体制

(7) 周産期医療の体制

(8) 小児救急医療の体制

(9) 救急医療の体制

(10) 災害時における医療体制

(11) へき地（医師過少地域）の医療体制

(12) 在宅医療の体制

4 医療連携における歯科医療の充実

第3節 保健医療を担う人材の確保・育成

1 医師・歯科医師

2 薬剤師

3 看護職員

第4節 地域保健医療対策の推進

1 障がい児・者保健

2 感染症対策

3 移植医療

4 難病医療等

5 歯科保健

6 母子保健医療

7 血液の確保・適正使用対策

8 医薬品等の安全確保と適正使用対策

9 薬物乱用防止対策

10 医療に関する情報化

第5節 保健・医療・介護（福祉）の総合的な取組の推進

1 健康づくり

2 地域包括ケア

3 地域リハビリテーション

4 健康危機管理体制

5 地域保健・医療に関する調査研究

6 医療費適正化

第5章 医療連携体制構築のための県民の参画

1 地域医療を取り巻く現状

2 県民への連携体制の参画に向けた働きかけ

3 地域医療を支える県民の参画や取組の促進

第6章 東日本大震災津波からの復興に向けた取組

第7章 計画の推進と評価

1 計画の推進

2 評価及び見直し

3 進捗状況及び評価結果の公表

4 数値目標及び設定の考え方

地域編

盛岡保健医療圏

岩手中部保健医療圏

胆江保健医療圏

両磐保健医療圏

気仙保健医療圏

釜石保健医療圏

宮古保健医療圏

久慈保健医療圏

二戸保健医療圏